

共通要件に関する質問	Q	平成24年度、25年度の主任介護支援専門員研修修了者は受講可能か	
	A	受講は可能ですが、23年度迄の主任介護支援専門員研修修了者を優先して募集しますので申込状況によっては受講できません。可能な場合は本ページでご案内します。	
	Q	提出事例は他の介護支援専門員に対する指導・支援の事例でなければならないか	
	A	受講者による介護支援専門員の指導・支援の実践事例の提出が条件です。	
	Q	一人ケアマネの場合は指導・支援の事例提出が極めて困難であるがどうしたら良いか	
	A	地域において活動の機会を得ていただくなど、色々な機会に指導の場を見つけて下さい。	
個別要件に関する質問	①	Q	同一法人内での研修は該当しますか
		A	該当しません。研修受講対象者に他法人などの受講者が含まれておれば該当します。
		Q	研修企画、講師・ファシリテーターの経験で介護支援専門員向け研修とあるが介護支援専門員限定でないといけないか
		A	受講対象者を介護支援専門員のみ限定するものではありません。介護支援専門員を含めた介護・相談職全般の研修等も対象となります。
	②	Q	対象となる研修の内容は
		A	介護支援専門員向けの法定外の研修で、内容が介護支援専門員の資質向上に資するものであること 法定研修〔介護支援専門員実務研修、更新研修(専門Ⅰ、専門Ⅱ)、主任介護支援専門員研修、実務従事者基礎研修等)以外の研修で介護支援専門員として必要とされる専門知識・技術を習得するための研修等をいいます。パソコン教室、英会話教室等は該当しません。
		Q	1時間の研修を3回受けたら1回受講したものと見做されるか
		A	個々の研修の時間数を加えて1回分の研修とみなす考えはありません。
		Q	他府県の研修は対象となるか
		A	対象となります。
	⑤	Q	研修の対象期間に産休、育休期間は除外して良いか
		A	対象期間中に通算で8回以上参加の要件については満たしていただく必要があります。
		Q	個別要件⑤はどのような要件ですか
		A	「主任介護支援専門員更新研修受講要件について」の個別要件⑤を参照して下さい。2点ありますが、どちらかに該当しておれば結構です。 ・地域包括支援センターに従事している主任介護支援専門員で市町村長の推薦がある者 ・愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会が平成25年度～27年度の3年間に開催した愛知県介護支援専門員資質向上研修の修了者(28年度の特例)
		Q	平成24年度以前開催の資質向上研修は該当しないのか
		A	該当しません。直近3ヶ年としています。
		Q	愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会開催のファシリテーター研修は該当しないのか
		A	該当しません。
添付書類に関する質問	Q	介護支援専門員証そのものをA4サイズに拡大する必要があるか	
	A	介護支援専門員証そのものをA4サイズに拡大する必要はなく、多少大き目に拡大してA4サイズの台紙で送付下さい。	
	Q	添付書類は写しで良いか	
	A	基本的に写しで結構です。	
	Q	修了証や履修証明書が無い又は間に合わない場合はどうしたら良いか	
	A	研修参加報告書や出席者名簿等本人の参加が確認できる書類を提出してください。研修の最終日までに主催者の印をもらって下さい。	
	Q	愛知県主任介護支援専門員資質向上研修について修了証が見当たらないがどのようにしたら良いか。	
	A	本研修については、当振興会で修了者が把握できますので確認のための添付書類は不要とします。 愛知県シルバーサービス振興会が実施した研修については、研修名および実施日等の申告のみで結構です。	
Q	ファシリテーターの経験を証明する様式Ⅰの研修実施機関の印は必ず必要か		
A	極力押印をお願いしますが、やむを得ない場合で講師依頼書・案内状等で確認が可能であれば押印無くても結構です。		
その他	Q	主任介護支援専門員更新研修を修了すると介護支援専門員更新研修の受講は免除されるか。	
	A	免除されます。 平成28年11月30日「28高福第961号」により愛知県から以下の通知がありました。 「介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の68第3項の規定に基づき、主任介護支援専門員更新研修を、介護支援専門員証の有効期間の更新に必要な研修として取扱うこととします。」	
	Q		
	A		
	Q		
	A		